

大阪市水道事業管理規程第4号

大阪市水道局事務分掌規程の一部を改正する規程

大阪市水道局事務分掌規程（昭和39年大阪市水道事業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）のうち、その標記部分が同一のものの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定のように改め、その標記部分が異なるものの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第1条 大阪市水道局（以下「局」という。）の内部組織は、次のとおりとする。</p> <p>総務部</p> <p> [略]</p> <p> <u>DX推進課</u></p> <p> [略]</p> <p>工務部</p> <p> [略]</p> <p> <u>土木施設課</u></p> <p> <u>設備課</u></p> <p> [略]</p> <p><u>2 前項に定めるもののほか、工務部に事業所として、浄水場、設備保全センター、水質管理研究センター及び水道セン</u></p>	<p>(組織)</p> <p>第1条 [同左]</p> <p>総務部</p> <p> [同左]</p> <p> <u>デジタル推進課</u></p> <p> [同左]</p> <p>工務部</p> <p> [同左]</p> <p> <u>工務課</u></p> <p> <u>施設課</u></p> <p> [同左]</p> <p><u>2 別表第1に掲げるところにより事業所を置く。</u></p>

ターを置き、その名称は、別表第1に定めるとおりとする。

(職の設置)

第2条 部に部長、課に課長、浄水場に場長、設備保全センター、水質管理研究センター及び水道センター（第4項、第5項、第7項及び第8項並びに次条第3項において「センター」と総称する。）に
所長を置く。

[2 略]

3 局に企画担当部長、連携推進担当部長、お客さまサービス担当部長、柴島再構築担当部長、技術業務再編担当部長、
浄水統括担当部長及び水道センター統括担当部長並びに局長が定める契約事務を
所管する副理事を置く。

[削る]

4 別表第2に掲げる部及びセンターに同表に定めるところにより担当課長を置き、総務部に局長が定める契約事務を所管する参事を置く。

5 課に課長代理又は担当課長代理、浄水場に副場長、センターに副所長又は担当課長代理を置くことがある。

6 担当課長代理の職名には、局長が定める所管事務の名称を冠するものとする。

7 課、浄水場又はセンターに担当係長を

(役職)

第2条 部に部長、課に課長、センター及び所に所長、場に場長を置く。

[2 同左]

3 局に企画担当部長、官民連携担当部長、広域連携・海外支援担当部長、お客さまサービス担当部長、
水道センター統括担当部長、浄水統括担当部長及び管路更新担当部長並びに局長が定める契約事務を所管する副理事を置く。

4 前2項に定めるもののほか、特に必要があるときは、局に理事又は副理事を置く。

5 別表第2に掲げるところにより担当課長を置き、総務部に局長が定める契約事務を所管する参事を置く。

6 課に課長代理又は担当課長代理、センターに副所長又は担当課長代理、場に副場長、所に研究主幹、副所長、担当課長代理又は研究副主幹、課、センター、場又は所に担当係長又は主査を置くことがある。

7 担当課長代理の職名には、局長が定める所管事務を冠するものとする。

[新設]

置く。

[削る]

8 前各項に定めるもののほか、特に必要があるときは、局に理事又は副理事、部に参事又は副参事、課、浄水場又はセンターに主査を置く。

9 理事、部長、担当部長、副理事、課長、場長、所長、担当課長、参事、課長代理、副場長、副所長、担当課長代理、副参事、担当係長及び主査は、職員のうちから局長が命ずる。

(指揮及び事務分担)

第3条 理事、部長、担当部長、副理事、課長、場長、所長、担当課長、参事、課長代理、副場長、副所長、担当課長代理、副参事、担当係長及び主査は、それぞれ上司の命を受けて所管の事務を処理し、所属員を指揮監督する。

2 担当部長は、局長が定める事務を所管する。

[削る]

3 担当課長及び担当課長代理は、局長が定める事務を専管する。この場合において、同一の部又はセンターに同一の職名の担当課長又は担当課長代理が複数置かれているときは、当該担当課長又は担当課長代理の事務分担は局長が定める。

8 特に必要があるときは、局に技術監を置く。

9 第5項に定めるもののほか、特に必要があるときは、部又はセンターに参事、部、課、センター、場又は所に副参事を置く。

10 理事、部長、担当部長、技術監、副理事、課長、所長、場長、担当課長、研究主幹、参事、課長代理、副所長、副場長、担当課長代理、研究副主幹、副参事、担当係長及び主査は、職員のうちから局長が命ずる。

(指揮及び事務分担)

第3条 理事、部長、担当部長、技術監、副理事、課長、場長、所長、担当課長、研究主幹、参事、課長代理、副所長、副場長、担当課長代理、研究副主幹、副参事、担当係長及び主査は、おのおの上司の命を受けて所管の事務を処理し、所属員を指揮監督する。

2 担当部長は、その職名に冠された事務を所管するほか、局長が定める事務を所管する。

3 技術監は、上司の命を受けて局長の定める事務を掌理する。

4 担当課長及び担当課長代理は、その職名に冠された事務を専管するほか、局長が定める事務を専管する。この場合において、同一の部に同一の職名の担当課長又は担当課長代理が複数置かれているときは、当該担当課長又は担当課長代理の

4 [略]

[削る]

5 担当係長の事務分担は、局長が定める。

(担当の設置)

第3条の2 部長又は担当部長は、その所管事務の全部又は一部を処理する単位として、その所管する部又は課若しくは事業所に、当該事務を担当する課長、場長、所長又は担当課長（以下「課長等」という。）をリーダーとし、当該事務を所掌する課又は事業所の所属員で構成されるグループを置くことができる。

[2～4 略]

(内部組織の事務分掌)

第4条 内部組織の事務分掌は、次のとおりとする。

総務部
総務課

[(1)～(3) 略]

(4) 職制に関すること

(5) 庁内の取締りの統括に関すること

[削る]

(6) 条例案、企業管理規程その他の規程の審査に関すること

[(7) 略]

(8) 情報公開制度の運用及び個人情報の

事務分担は局長が定める。

5 [同左]

6 研究主幹、研究副主幹、副参事、担当係長及び主査の事務分担は、局長が定める。この場合において、研究副主幹に所長の所管事務の一部を共管させ、又は専管させることができる。

[新設]

(担当の設置)

第3条の2 部長又は担当部長は、その所管事務の全部又は一部を処理する単位として、当該事務を担当する課長、所長、場長又は担当課長（以下「課長等」という。）をリーダーとし、当該事務を所掌する課又は事業所の所属員で構成されるグループを置くことができる。

[2～4 同左]

(内部組織の事務分掌)

第4条 [同左]

総務課

[(1)～(3) 同左]

[新設]

(4) 庁内の取締りに関すること

(5) 局及び部の庶務に関すること

(6) 局内規程に関すること

[(7) 同左]

[新設]

保護の総括に関すること

(9) 公正な職務の執行の統括に関する
こと

(10) [略]

(11) 局の事務事業に係る危機管理の統括
に関すること

(12) 他の部及び課の主管に属しないこと

企画課

(1) 水道事業及び工業用水道事業の重要
事項（他の所管に属するものを除
く。）の調査、企画及び連絡調整に関
すること

(2) 経営戦略の推進に係る局業務の総合
調整及び進行管理に関すること

[(3)～(5) 略]

[削る]

(6) [略]

D X推進課

(1) デジタル技術を活用した局業務の高
度化及び最適化に係る調査、企画及び
連絡調整に関すること

(2) 水道D X戦略の推進に係る局業務の
総合調整及び進行管理に関すること

[(3)・(4) 略]

連携推進課

(1) 水道事業における広域連携及び官民
連携に係る調査、企画及び連絡調整に
関すること

(2) 大阪市工業用水道特定運営事業等に

(8) 公正な職務の執行に関すること

(9) [同左]

(10) 水道及び工業用水道の危機管理の統
括に関すること

(11) 他の部、課、センター、場及び所の
主管に属しないこと

企画課

(1) 事業上の重要事項の調査、企画及び
連絡調整に関すること

(2) 水道事業の経営戦略の推進に係る局
業務の総合調整及び進行管理に関する
こと

[(3)～(5) 同左]

(6) 局業務の分析及び集約化に関するこ
と

(7) [同左]

デジタル推進課

(1) 水道D X戦略に係る調査、企画及び
連絡調整に関すること

(2) デジタル技術を活用した局業務の高
度化及び最適化に関すること

[(3)・(4) 同左]

連携推進課

(1) 官民連携に係る調査、企画及び連絡
調整に関すること

(2) 工業用水道に関すること（他の所管

関すること（他の所管に属するものを除く。）

(3) 市域外への分水（料金制度及び計画を除く。）に関すること

(4) 外国の水道事業者等の技術支援に関すること

[削る]

[削る]

[削る]

職員課

(1) 人事及びサービスに関すること

[(2) 略]

(3) 給与、勤務時間その他労働条件に関すること

(4) 人材育成及び研修（技術研修に係る企画を除く。）に関すること

(5) 職員提案制度に関すること

[削る]

(6) 職員の安全衛生及び福利厚生に関すること

[削る]

(7) 車両の安全な運転の確保及び車両に係る事故の処理に関すること

経理課

(1) 予算の原案及び予算に関する説明書その他の附属書類の作成に関すること

(2) 決算の調製及び証書類、事業報告書その他の書類の作成に関すること

に属するものを除く。）

(3) 他都市との連携に関すること

(4) 海外展開に関すること

(5) 府域水道施設の最適化に関すること

(6) 府域の広域化及び基盤強化に向けた協議会に関すること

(7) 副首都推進本部に係る連絡調整及び企画に関すること

職員課

(1) 人事に関すること

[(2) 同左]

(3) 人材活用に関すること

(4) 人材育成及び研修体制（技術研修に係る企画を除く。）に関すること

(5) 業務改善に関すること

(6) 給与、勤務時間その他労働条件に関すること

(7) 福利厚生に関すること

(8) 公傷及び災害防止に関すること

(9) 車両運転の安全管理及び車両に係る事故の処理に関すること

経理課

(1) 予算の見積書及び附属書類並びに財務諸表その他決算書の作成に関すること

[新設]

(3) 資金計画及び資金運用に関すること
[削る]

[(4) 略]

(5) 予算執行の管理に関すること

[(6) 略]

(7) 現金及び有価証券の出納保管に関すること

(8) [略]

管財課

[(1) 略]

(2) 調達制度の改善に係る調査、企画及び連絡調整に関すること

(3) 不動産の取得及び借入れ、管理並びに処分に関すること

[削る]

[削る]

(4) 借地権等及び車両の取得及び処分に関すること

[削る]

[削る]

(5) 資材及び用品の購買計画及び出納保管に関すること

(6) 工事の請負、物品の売買その他の契約の締結に関すること

[削る]

(7) [略]

(2) 財政計画及び資金計画に関すること

(3) 現金及び有価証券の出納保管に関すること

[(4) 同左]

(5) 積立金その他出資財産の管理に関すること

[(6) 同左]

[新設]

(7) [同左]

管財課

[(1) 同左]

[新設]

(2) 不動産の管理並びに取得、処分及び借入れに関すること

(3) 車両の取得及び処分に関すること

(4) 占用の更新手続及びダム施設等の管理費に関すること

(5) 借地権等の取得及び処分に関すること

(6) 建物（収容動産を含む。）及び車両に係る保険に関すること

(7) 調達制度の改善にかかる調査、企画及び連絡調整に関すること

[新設]

(8) 工事の請負、物品の売買その他の契約の締結及び履行に関すること

(9) 資材及び用品の購買計画並びに出納保管に関すること

(10) [同左]

(8) 建物（収容動産を含む。）及び車両に係る損害保険に関すること

お客さまサービス課

- (1) お客さまニーズの分析及び施策反映その他広聴に関すること
- (2) お客さまセンターの運営に係る企画及び連絡調整に関すること
- (3) 給水収益に係る統計に関すること
- (4) 水道料金及び下水道使用料の徴収及び還付に関すること
- (5) 給水装置の開閉その他水道の使用に係る業務に関すること

工務部
計画課

- (1) 水道及び工業用水道の施設の整備計画に関すること

[削る]

- (2) 水資源の開発に関すること

- (3) 市域外への分水の計画に関すること

- (4) 技術業務の見直しに関すること

[削る]

[新設]

お客さまサービス課

- (1) 水道の営業企画及び営業統計に関すること
- (2) 水道料金の未納対策に関すること
- (3) 水道料金及び下水道使用料の徴収及び還付（水道センターの所管に属するものを除く。）に関すること
- (4) 営業所オンラインシステムに関すること
- (5) お客さまセンターの企画、運営及び連絡調整に関すること
- (6) 水道使用の業務（局長が別に定めるものに限る。）に関すること
- (7) 広聴に関すること
- (8) お客さまニーズの分析及び施策反映に関すること
- (9) 所掌事務に係る水道センターの連絡調整に関すること

計画課

- (1) 水道及び工業用水道の施設整備の計画に関すること

- (2) 水道及び工業用水道の配水管整備の計画に関すること

- (3) 水資源開発及び水質保全に関すること

- (4) 市外給水の計画に関すること

- (5) 技術上の重要事項の調査、研究及び調整に関すること

- (6) 浄水場の技術上の連絡調整に関する

(5) [略]

[削る]

(6) 他の課の主管に属しないこと

土木施設課

(1) 水道及び工業用水道の施設の整備工事（工務部設備課及び設備保全センターの所管に属するものを除く。以下この土木施設課の項において同じ。）の設計に関すること

(2) 水道及び工業用水道の施設（導水管、送水管及び配水管を除く。）の整備工事の施行に関すること

[削る]

[削る]

(3) 地下埋設工事計画に係る水道及び工業用水道の導水管、送水管及び配水管の工事の連絡調整に関すること

(4)・(5) [略]

(6) 土木技術の調査及び研究並びに工事の監理及び施行基準に関すること

(7) 所掌事務に係る水道センターとの連絡調整に関すること

設備課

(1) 電気設備、通信設備及び機械設備の整備工事の設計に関すること

こと

(7) [同左]

(8) 部の庶務に関すること

[新設]

工務課

(1) 水道及び工業用水道の取水、浄水、配水設備等施設整備工事（施設課及び施設保全センターの所管に属するものを除く。）の設計及び施行に関すること

(2) 水道及び工業用水道の導水、送水及び配水管設備工事の設計に関すること

(3) 水道及び工業用水道の導水、送水及び配水管設備の維持管理に係る設計に関すること（配水課の所管に属するものを除く。）

(4) 水道及び工業用水道の取水、導水、浄水、送水及び配水管設備の受託工事及び道路整備等関連工事の調査並びに設計に関すること

(5) 地下埋設工事計画に係る水道及び工業用水道の導水、送水及び配水管設備工事の連絡調整に関すること

(6)・(7) [同左]

(8) 土木技術に関する開発、情報の収集、監理及び施行基準に関すること

[新設]

施設課

(1) 電気、通信及び機械設備に関すること（施設保全センターの所管に属する

(2) 建築物の整備工事の設計及び施行に関すること

(3) 電気、通信、機械及び建築に関する技術の調査及び研究に関すること
配水課

[(1) 略]

(2) 水道及び工業用水道の導水管、送水管及び配水管の維持管理に係る計画及び設計に関すること

[(3) 略]

(4) 水道及び工業用水道の導水管、送水管、配水管及び給水装置の図面管理に関すること

[削る]

(5) 所掌事務に係る水道センターとの連絡調整に関すること
給水課

(1) 給水装置及び水道メーターの調査及び企画に関すること

[(2) 略]

(3) 受託による水道の給水装置及び工業用水道の給水施設の維持管理に係る設計に関すること

(4) 受託による工業用水道の給水施設の整備工事の設計に関すること

(5) 分担金及び水道の給水装置工事に係る費用の収入に関すること

(6) 所掌事務に係る水道センターとの連絡調整に関すること

ものを除く。)

(2) 建築物に関すること (施設保全センターの所管に属するものを除く。)

(3) 電気、機械及び建築に関する技術上の重要事項に関すること
配水課

[(1) 同左]

(2) 水道及び工業用水道の導水、送水及び配水管設備の維持管理に係る計画及び設計に関すること (工務課の所管に属するものを除く。)

[(3) 同左]

(4) 水道及び工業用水道の導水、送水、配水及び給水管設備の図面管理に関すること

(5) 所掌事務に係る水道センター関係業務の見直しに関すること

(6) 所掌事務に係る水道センターの連絡調整に関すること
給水課

(1) 給水装置の調査及び企画に関すること

[(2) 同左]

(3) 給水装置整備工事等 (設計及び施行を除く。)に関すること

(4) 工業用水道の給水施設工事の設計に関すること

(5) 水道メーターの調査及び企画に関すること

(6) 所掌事務に係る水道センターの連絡調整に関すること

(水道センターの所掌事務)

第5条 水道センターの所掌事務は、次のとおりとする。

[削る]

[削る]

[削る]

(1) 水道及び工業用水道の導水管、送水管及び配水管の整備工事の施行及び維持管理（計画及び設計を除く。）に関すること

(2) 受託による水道の給水装置工事に関すること

(3) 受託による工業用水道の給水施設の整備工事の施行に関すること

(4) 受託による水道の給水装置及び工業用水道の給水施設の維持管理（設計を除く。）に関すること

(5) [略]

[削る]

[削る]

(6) 水道及び工業用水道の配水管の水圧

(水道センターの事務分掌等)

第5条 水道センターの事務分掌は、次のとおりとする。

(1) 水道使用の業務（局長が別に定めるものを除く。）に関すること

(2) 水道及び下水道使用量の計量、計算及び認定に関すること

(3) 水道料金、下水道使用料その他収入の徴収及び還付（お客さまサービス課の所管に属するものを除く。）に関すること

(4) 水道及び工業用水道の導水、送水及び配水管設備の維持管理（計画及び設計を除く。）に関すること

(5) 水道の給水装置の維持管理（給水装置整備工事等の設計及び施行を含む。）に関すること

(6) 工業用水道の給水施設等の維持管理に関すること

[新設]

(7) [同左]

(8) 水道及び工業用水道の導水、送水及び配水管設備の新設及び改良工事の施行に関すること

(9) 水道及び工業用水道の導水、送水及び配水管設備の受託工事の施行に関すること

(10) 水道及び工業用水道配水管の水圧調

調整作業に関すること

[削る]

2 水道センターの管轄区域は、別表第3のとおりとする。

3 前2項に定めるもののほか、東部水道センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 水道の給水装置工事の設計に係る審査及び竣工検査に関すること

(2) 分担金及び給水装置工事に係る費用の徴収及び還付に関すること

(水道センター以外の事業所の所掌事務)

第6条 水道センター以外の事業所の所掌事務は、次のとおりとする。

柴島浄水場

[(1) 略]

(2) 施設の維持管理（設備保全センターの所管に属するものを除く。）に関すること

(3) 浄水処理に係る技術の調査及び研究に関すること

[削る]

庭窪浄水場及び豊野浄水場

[(1) 略]

(2) 施設の維持管理（設備保全センターの所管に属するものを除く。）に関すること

[削る]

整作業に関すること

(11) 工業用水道の給水施設工事の施行に関すること

2 各水道センターの位置及び前項各号に掲げる事務の管轄区域は、別表第3のとおりとする。

3 前2項に定めるもののほか、東部水道センターは、次に掲げる事務を所管する。

(1) 給水装置工事の設計、施行、検査並びに分担金及び給水装置工事に係る収入の徴収及び還付に関すること

[新設]

(水道センター以外の事業所の事務分掌)

第6条 水道センター以外の事業所の事務分掌は、次のとおりとする。

柴島浄水場

[(1) 同左]

(2) 施設の維持管理に関すること

(3) 浄水場に係る技術上の調査及び研究に関すること

(4) 水道及び工業用水道の浄水場の連絡調整に関すること

庭窪浄水場

[(1) 同左]

(2) 施設の維持管理に関すること

豊野浄水場

<p style="text-align: center;"><u>設備保全センター</u></p> <p>(1) <u>配水施設の電気設備、通信設備及び機械設備並びに建築物の維持管理</u>に関する こと</p> <p>(2) <u>電気設備、通信設備及び機械設備の整備工事</u>の施行に関する こと</p> <p style="text-align: center;"><u>水質管理研究センター</u></p> <p>(1) <u>水源及び原水、ろ水、浄水等の水質の監視及び試験</u>に関する こと</p> <p>(2) <u>水道水の水質に関する技術の調査及び研究</u>に関する こと</p> <p>[(3) 略]</p> <p>別表第 1 (第 1 条関係) [表 別紙 2 挿入]</p> <p>別表第 2 (第 2 条関係) [表 別紙 4 挿入]</p> <p>別表第 3 (第 5 条関係) [表 別紙 6 挿入]</p>	<p>(1) <u>水道の取水、浄水及び送水</u>に関する こと</p> <p>(2) <u>施設の維持管理</u>に関する こと</p> <p style="text-align: center;"><u>施設保全センター</u></p> <p>(1) <u>電気、通信、機械設備及び建築物の維持管理</u>に関する こと</p> <p>(2) <u>電気、通信及び機械設備工事の施行</u>に関する こと</p> <p style="text-align: center;"><u>水質試験所</u></p> <p>(1) <u>水源及び原水、ろ水、浄水等の水質試験</u>に関する こと</p> <p>(2) <u>水道の浄化過程の調査及び研究</u>に関する こと</p> <p>[(3) 同左]</p> <p>別表第 1 (第 1 条関係) [表 別紙 1 挿入]</p> <p>別表第 2 (第 2 条関係) [表 別紙 3 挿入]</p> <p>別表第 3 (第 5 条関係) [表 別紙 5 挿入]</p>
<p>備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

[別表第1 別紙1]

所属	事業所の名称
局	東部水道センター 西部水道センター 南部水道センター 北部水道センター
工務部	柴島浄水場 庭窪浄水場 豊野浄水場 施設保全センター 水質試験所

[別表第1 別紙2]

大阪市柴島浄水場

大阪市庭窪浄水場

大阪市豊野浄水場

大阪市水道局設備保全センター

大阪市水道局水質管理研究センター

大阪市東部水道センター

大阪市西部水道センター

大阪市南部水道センター

大阪市北部水道センター

[別表第2 別紙3]

所属	名称	人員
総務部	法務監査担当課長	1
	危機管理担当課長	1
	I C T基盤担当課長	1
	P F I事業調整担当課長	1
	広域連携・海外支援担当課長	1
	府域内施設連携担当課長	1
	研修・厚生担当課長	1
	営業企画担当課長	1
工務部	品質管理担当課長	1
	臨海地域整備推進担当課長	1
	技術監理担当課長	1
東部水道センター	営業担当課長	1
	維持担当課長	1
西部水道センター	営業担当課長	1
	維持担当課長	1
南部水道センター	営業担当課長	1
	維持担当課長	1
北部水道センター	営業担当課長	1
	維持担当課長	1

[別表第2 別紙4]

所 属	名 称	設置数
総務部	法務監査担当課長	1
	危機管理担当課長	1
	I C T基盤担当課長	1
	P F I 事業調整担当課長	1
	広域連携・海外支援担当課長	1
	研修・厚生担当課長	1
	営業企画担当課長	1
	北部方面営業担当課長	1
	南部方面営業担当課長	1
工務部	品質管理担当課長	1
	臨海地域整備推進担当課長	1
	柴島再構築担当課長	1
	技術業務再編担当課長	1
	技術監理担当課長	1
水質管理研究センター	水質調査研究担当課長	1
東部水道センター	給水装置工事担当課長	1
	維持担当課長	1

[別表第3 別紙5]

名称	位置	管轄区域
東部水道センター	大阪市都島区都島本通4丁目 12番4号	北区、都島区、東成区、旭区、城東区及 び鶴見区並びに大阪市域外の区域
西部水道センター	大阪市西区南堀江4丁目12番 26号	中央区、西区、港区、大正区、浪速区、 住之江区及び西成区
南部水道センター	大阪市東住吉区南田辺3丁目 2番1号	天王寺区、生野区、阿倍野区、住吉区、 東住吉区及び平野区
北部水道センター	大阪市淀川区新高1丁目6番 19号	福島区、此花区、西淀川区、淀川区及び 東淀川区

[別表第3 別紙6]

事業所の名称	管轄区域
大阪市東部水道センター	北区、都島区、東成区、旭区、城東区及び鶴見区の区域並びに大阪市域外の区域
大阪市西部水道センター	中央区、西区、港区、大正区、浪速区、住之江区及び西成区の区域
大阪市南部水道センター	天王寺区、生野区、阿倍野区、住吉区、東住吉区及び平野区の区域
大阪市北部水道センター	福島区、此花区、西淀川区、淀川区及び東淀川区の区域